

令和 年 月 日

積志協働センター地域ふれあい事業実行委員会 御中

申請者	住 所
	団 体 名
	代 表 者 名
	連 絡 先
	E-mail

令和8年度積志協働センターまつり出店申込書

私は、裏面誓約書記載の内容を順守し、以下のとおり積志協働センターまつりへの出店を申込みます。

販売品目	販売する品目すべてご記入ください。
販売方法	販売する品目すべてについて、販売の方法をご記入ください。 例) たこ焼き: キッチンカーで販売。その場で調理を行うため火気を使用する。なお、容器には紙製の使い捨て容器を使用し、ビニール袋に入れてお渡りする。
備 考	

申込期限: 8月14日(金)17時

お申し込みは、直接提出のほか、郵送(当日必着)でのご提出も可能です。

※ 裏面の宣誓書についても、ご記入と必要書類の添付をお願いします。

【ご提出・お問合せ先】

〒431-3114

浜松市中央区積志協働センター

積志協働センター地域ふれあい事業実行委員会
(積志協働センター内)

TEL: 433-3715

誓約書

私は、積志協働センターまつりに出店するにあたり、「令和8年度積志協働センターまつりの出店に関する要項」に定められた条項を理解した上で、下記の事項について厳守することを誓約します。

- 1 私又は従事予定者(使用人)は、次のいずれにも該当しません。
① 暴力団 ② 暴力団員 ③ 暴力団でなくなった日から5年を経過しない者
④ 暴力団の配偶者 ⑤ 暴力団関係企業 ⑥ 暴力団と密接な関係を有する者
- 2 私は、今回許可を受けて出店した露店等で得た利益を暴力団等の反社会的勢力に提供することはありません。
- 3 出店申し込み時や露店出店時には、実行委員会関係者や警察官から身分証等の提出、提示要求に従います。
- 4 暴力団等の反社会的勢力との関係を調査するため、出店申込書や身分確認書が関係機関に提出されることに同意します。
- 5 事前に申請した者以外の者を従業員として使用するときは、速やかに当該使用人の住所、氏名、生年月日等を実行委員会に届け出ます。
- 6 本誓約書に違反した場合は、直ちに店を撤去するとともに、出店の取消しに伴う損害が生じて、一切、関係機関等にその損害賠償を要求しません。

以上について違反した場合には、契約の解除その他実行委員会が行う一切の措置について意義ありません。

令和 年 月 日

氏 名
住 所
生年月日 年 月 日

氏 名
住 所
生年月日 年 月 日

本人確認書類(写し)添付
※顔写真付きのもの

本人確認書類(写し)添付
※顔写真付きのもの

氏 名
住 所
生年月日 年 月 日

氏 名
住 所
生年月日 年 月 日

本人確認書類(写し)添付
※顔写真付きのもの

本人確認書類(写し)添付
※顔写真付きのもの

※出店従事者が多く、記入欄が不足する場合には、誓約書を複数枚使用してご提出してください。

令和 8 年度積志協働センターまつりの出店に関する要項

1 目的

積志協働センターまつり（以下、協働センターまつり）での出店および商品の販売を通じて、地域の賑わいの創出や一体感の醸成を図ることを目的とします。

2 開催日時および場所

日時：令和 8 年 11 月 15 日（日）午前 9 時 30 分から午後 3 時 00 分まで

場所：積志協働センター敷地内で、積志協働センターイベント事業実行委員会（以下、実行委員会という）が指定する区画で出店してください。

3 開催中止の判断

荒天等が事前に予測される場合：令和 8 年 11 月 13 日（金）正午までに

開催後の急な天候不良の場合：その時点

※ 決定結果は、出店担当者へ直接または電話でお知らせします。

4 出店料

出店料は出店時間、出店場所にかかわらず 1 区画あたり 1 日 500 円です。

5 出店時間

午前 9 時 30 分から午後 3 時 00 分までとし時間内は販売がなるべく続くようにご準備ください。販売終了後の退場については午後 3 時 00 分以降から可能とします。なお、入場の際には出店許可書及び駐車許可証を提示してください。

6 出店条件

出店者は、下記の条件をすべて満たす方に限ります。

- ① 出店に必要な資材等はすべて各自でご用意ください。
- ② 販売品目に応じて、保健所等で出店許可に関する手続きを行ってください。
- ③ 火気を使用する器具等を取り扱う場合には、店内に消火器を設置してください。
- ④ 出店に伴い発生したゴミは、各自で回収しお持ち帰りください。
- ⑤ 宗教活動、政治活動、公序良俗に反する行為はしないでください。

7 出店の取消

下記の項目に該当すると実行委員会が判断した場合は、出店許可を取り消すことがあります。出店許可を取り消した場合でも納付いただいた出店料はお返しできません。この場合に生じる出店者のいかなる損害に対しても、実行委員会は一切の責任を負いません。

- ① 第三者に出店に関する権利の全部または一部の譲渡、転貸をした場合
- ② 出店申込書および誓約書の記載内容に、偽りがあると認められた場合

- ③ 出店申込書に記載された内容と実際の出店内容が異なる場合
- ④ 暴力行為、反社会的行為、及びそれらの活動をした場合
- ⑤ 危険物の持ち込み、人身事故の発生、建物・出店スペース・備品等を汚損、破壊、紛失した場合
- ⑥ 音、振動、臭気等の発生により周囲に多大な迷惑を及ぼす、またはその恐れがある場合
- ⑦ 実行委員会の指示に従わず、本順守事項に反すると判断した場合

8 免責及び損害賠償

- ① 出店者が持ち込んだ物品（個人の貴重品等を含む）の盗難、破損事故については、その原因の如何を問わず、実行委員会は一切の責任を負いません。
- ② 天変地異、関係各省庁からの指導、その他実行委員会の責に帰さない事由により利用が中止された場合、その損害について実行委員会は一切の責任を負いません。
- ③ 出店者が協働センターの建物・出店場所・備品等を汚損、破壊、紛失した場合はその損害について全額を賠償請求します。
- ④ 出店者が本要項に反し、実行委員会が損害を被った場合は、その損害の全額を賠償請求します。
- ⑤ 実行委員会の責に帰すべき事由により、出店者に損害が発生した場合は、実行委員会は受領した出店料を限度としてその損害を賠償するものとします。ただし、出店者の損害の内、機会損失等の逸失利益については、その責任を負いません。

9 安全管理

- ① 出店者の責任の下、防災、防犯等の安全管理を行ってください。防災、防犯上の観点から、必要に応じて荷物や機材の移動をお願いすることがあります。
- ② 食品を取扱う場合には、食品衛生法に基づいて十分な衛生状態を確保してください。

10 出店後の原状回復

出店終了後は、使用前の状態まで回復してください。また、出店場所周辺の清掃を行ってください。

11 その他

- ① 値段の設定は節度あるものとし（500円程度）、過剰な利益を得ることがないようにしてください。また、販売品目が他団体と重なる場合は、内容について調整させていただくことがあります。

令和8年7月5日作成